

マイナンバーカードの普及促進に伴う政策と税制改正 ～マイナポイントの活用と青色申告特別控除の見直し～

平成28年1月にマイナンバー制度が導入されて4年が経過しましたが、マイナンバーカードの普及率は13%（平成31年4月1日現在）と低迷しています。そこで、マイナンバーカードの普及促進などを目的とするマイナポイント事業が予定されています。また、マイナンバーカードはe-Tax（電子申告）の利用手続でも必要となるケースがあり、令和2年分の所得税の確定申告からは電子申告を要件とした税制改正が行われるなど、マイナンバーカードの重要性が高まっています。

今回は、マイナポイント事業の概要と電子申告を要件とした所得税の税制改正をご紹介します。

1. マイナポイント事業の概要

マイナポイント事業とは、マイナポイントの活用により、①消費の活性化、②マイナンバーカードの普及促進、③キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。

令和2年9月から令和3年3月末までの間に、選択した決済サービスへのチャージ又はそれを利用した物品等の購入により、マイナポイントが付与されます。マイナポイントの付与率は25%で、上限5,000円分となります。

マイナポイントの付与を受けるためには、事前準備としてマイナンバーカードの取得とマイキーIDの設定が必要となります。マイキーIDの設定は地方自治体等で受付開始となっており、マイナポイントの申込みは令和2年7月頃からの開始予定となっています。マイナポイント事業の詳細はまだ公表されていませんが、ポイント付与の上限はあるものの高い還元率でお得な制度となっています。

2. e-Taxの利用手続と青色申告特別控除の見直し

(1) e-Taxの利用手続

e-Taxの利用手続は、①マイナンバーカード方式、②ID・パスワード方式のいずれかの方式により行います。ID・パスワード方式は、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応となるため、令和2年分以後の電子申告における利用手続としては確実なものではありません。

マイナンバーカード方式によるe-Taxの利用手続では、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要となります。ICカードリーダライタは、マイナンバーカード対応のスマートフォンで代用することができますが、マイナンバーカードをお持ちでない方は取得する必要があります。

(2) 青色申告特別控除の見直し

令和2年分以後の所得税確定申告では、正規の簿記の原則（複式簿記）で記帳している方の青色申告特別控除による控除額が65万円から55万円に引き下げられます。ただし、従来の青色申告特別控除の適用要件に加えて、電子申告や電子帳簿保存を行っている場合には、控除額が65万円となります。

		青色申告者		白色申告者
記帳方法		正規の帳簿による記帳	簡易帳簿による記帳	
備付帳簿		複式簿記により記帳し、年末に貸借対照表と損益計算書を作成する	現金出納帳、売掛金、買掛金、経費明細書、固定資産台帳を作成する	収入金額及び必要経費に関する事項を記録した帳簿（法定）とその他業務に関連する帳簿（任意）を作成する
対象者		すべての青色申告者 （事業的規模の場合）	すべての青色申告者	すべての白色申告者
保存期間		7年	7年	法定帳簿：7年 任意帳簿：5年
青色申告 特別控除	改正前	65万円		10万円
	改正後	原則	55万円	
		一定の要件	65万円	-

このように、国の政策としては電子化を進める方向性であり、電子申告による優遇措置は今後新たに創設される可能性も考えられます。各種特典を受けるために、マイナンバーカードをお持ちでない方はこれを機に取得を検討されてはいかがでしょうか。